

第6次守口市総合基本計画(案)のパブリックコメントを実施

総合的かつ計画的に市政運営を行うための市の最上位計画である「守口市総合基本計画」の次期計画の策定にあたり、市民の皆さんから意見を募集します。

閲覧場所
企画課、守口市情報コーナー、各コミュニティセンター、図書館、エナジーホール、市民体育館および市ホームページ

募集期間
4月7日(火)～5月8日(金)

提出方法
①各閲覧場所の回収ボックスへ投函
②郵送(〒570-8666京阪本通2-5-5企画課)

注5月8日(金)の消印有効

③ **FAX** 06・6994・1691

④ **Eメール** Mori_kikaku@city-moriguchi-osaka.jp

注住所、氏名、連絡先を必ず記入

問企画課
TEL 06・6992・1404

お知らせ

第6次守口市総合基本計画(案)の
パブリックコメントを実施

	納税者 (共有者含)	納税者と同居の 親族	納税 管理人	借地人 借家人	納税者からの委任状 などを持参の人
閲覧	○	○	○	○	○
縦覧	○	○	○	×	○

注以下のものが必要となります。
▽閲覧または縦覧の申請者は、本人確認ができるもの
▽同居の親族が申請するときは、納税者との関係が確認できるもの
▽納税者が法人の場合は、法人の代表者または受任者であることを証するもの(委任状など)
▽借地人や借家人は、賃貸借契約書など地上権そのほかの権利の成立および有効性を証する書類

固定資産課税台帳の閲覧、
縦覧帳簿の縦覧

固定資産課税台帳の閲覧
納税義務者は4月1日(水)から固定資産課税台帳のうち自己の資産が記載された部分について閲覧することができます。また、借地人・借家人など自己の使用または収益の対象となる部分について閲覧することができます。
備手数料は6月1日(月)までは無料

令和2年度土曜日学習事業
もりもりスタディールームの参加者募集

問学校教育課 **TEL**06-6995-3151

市立小学校およびさつき学園前期課程に通う児童に対して、土曜日学習会「もりもりスタディールーム」(もりスタ)の参加者を募集します。

もりスタでは、受託事業者の株式会社トライグループによる個別型指導で、国語と算数の基礎基本的な学習を行います。

時土曜日(月2回程度、年間20回)
▽午前の場合10:00～11:40
▽午後の場合13:00～14:40

場お子さんが通っている学校

対学習塾などに通っていない児童で、特に事情がない限り年間を通じて参加できる5・6年生

備4月に体験会を実施
教材・授業料は必要ありません。

注学校ごとの具体的な開催日時・場所は新学期に学校で配布する募集チラシをご覧ください。

申募集チラシに添付されている申込書に必要事項を記載し、学校へ提出してください。

守口市高齢者および重度障がい者(児)外出支援事業

問対象者①の人 高齢介護課
TEL06-6992-1610 **FAX**06-6995-2011

問対象者②の人 障がい福祉課
TEL06-6992-1630 **FAX**06-6991-2494

公共交通機関だけでは移動が困難な寝たきりなどの高齢者および重度障がい者(児)に対して、リフト付き福祉タクシーなどに乗車する際に利用できる福祉タクシー利用券を交付します。詳細は下表のとおりです。

なお、下記の条件に該当する人で、申請がまだの人は申請してください。

対象者	市内に住所を有し、下記の要件に該当する人 ①65歳以上で、要介護4または5と認定されている、寝たきりまたは車いす常用の人 ②身体障がい者手帳を所持し、肢体不自由(下肢機能、体幹機能、運動機能および移動機能障がい)について、1級または2級の判定を受けている人
助成額	1回当たり1,200円(差額は自己負担となります) 注 片道を1回とします。
利用回数	年間最大24回

第52回
守口市子どもまつり

問子どもまつり実行委員会事務局
(コミュニティ推進課内) **TEL**06-6992-1520

時5月17日(日)9:30～14:30

場大枝公園西側エリア

備詳細は広報もりぐち5月号に掲載します。

愛の献血

問守口市献血推進協議会事務局(地域福祉課内)
TEL06-6992-1570

時4月5日(日)10:00～12:00
13:00～16:00

場イオンモール大日
駅前ロータリー付近



コミュニティ・スクールがスタートします

問学校教育課 **TEL**06-6995-3151

市教育委員会では、保護者や地域住民などの意見を学校運営に反映し、学校・家庭・地域の協働による教育活動の推進を図るため、令和2年度より、中学校区ごとに「学校運営協議会」を設置し(さつき学園は平成30年度に設置)、すべての市立学校が「コミュニティ・スクール」として新たなスタートを切ります。

協議会は、学校・PTA・地域団体などの代表者で構成され、学校運営に関する基本的な方針の承認をはじめ、学校運営などに関する意見の申出や評価、地域住民などの参画・促進のための情報提供などに関して協議を行い、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、さらに質の高い学校教育の実現をめざします。



縦覧帳簿の縦覧

納税義務者は4月1日(水)から6月1日(月)の期間中(土・日、祝日を除く)、市内に所有する自己の土地や家屋の価格と他の土地や家屋の価格を比較できるようにするため、縦覧帳簿を見ることが出来ます。

時午前9時～午後5時30分

持本人確認書類(運転免許証、健康保険証、前年度の納税通知書など)

場・問課税課資産税担当
TEL06・6992・1474

固定資産税の減額措置
住宅バリアフリー改修工事

新築された日から10年以上を経過した住宅で、一定のバリアフリー改修工事を行った場合(貸家住宅を除く)、改修工事が完了した翌年度(1年間)について、固定資産税を3分の1減額します。

注減額対象の床面積は100㎡までです。税制改正により内容に変更が生じることがあります。詳しくは問い合わせください。

対象要件

▽これまでバリアフリー改修における固定資産税減額措置を受けていないこと
▽バリアフリー改修費用の自己負担額が50万円以上

▽次のいずれかの改修工事を行っていること

- ①廊下の拡張 ②階段のこう配を緩和
 - ③浴室改良 ④便所改良
 - ⑤手すりの取り付け
 - ⑥屋内の段差解消
 - ⑦出入口の戸の改良(引き戸への取り替えなど) ⑧床の材質の改良
- ▽次のいずれかの人が居住していること
- ①65歳以上の人
 - ②要介護認定または要支援認定を受けている人
 - ③障がい者手帳を交付されている人
- 手続き**
バリアフリー改修工事完了日からおおむね3カ月以内に、住宅所有者が固定資産税減額申請書に必要書類を添付し、課税課資産税担当へ提出してください。

持▽納税義務者の住民票の写し(市内在住者は不要)

▽領収書の写しなど
▽工事明細書、設計書の写しなど
▽次のいずれかのうち該当するものが
①65歳以上の人が住んでいることが確認できるもの(住民票などの写し)
②要介護認定または要支援認定を証する書類(介護保険の被保険者証などの写し)
③障がい者手帳などの写し

問課税課資産税担当
TEL06・6992・1474